

麻しん予防接種の対象者拡大について

概要

2008 年 4 月 1 日から 5 年間の期限付きで、麻しんと風しんの定期予防接種対象が、現在の第 1 期（1 歳児）、第 2 期（小学校入学前年度の 1 年間にあたる児）に加え、第 3 期（中学 1 年生相当世代）、第 4 期（高校 3 年生相当世代）に拡大された（予防接種施行令）。

背景

2007 年に、10 代及び 20 代の年齢層を中心として、麻しんが流行した主な原因は、自然感染による免疫増強効果を得づらい環境下で、発症の予防には不十分な免疫しか保有していない状態となっていた者が存在し、高等学校や大学などにおける就学等により集団生活をする状況下にいたためと考えられている。2012 年までに麻しんの排除を達成し、かつその後も麻しん排除の状態を維持するために、今年度から時限的な接種体制を開始することとなった。

対象者

第 3 期（中学 1 年生相当世代の者）、第 4 期（高校 3 年生相当世代の者）

ただし、麻しんおよび風しんに既に罹患したことが確実な者、およびそれぞれの予防接種を 2 回接種した者を除く。

接種期間

2008 年 4 月 1 日から 2013 年 3 月 31 日まで。

接種勧奨

郵送による個別通知（中野区では 4 月 14 日送付）。

保護者同伴

原則として保護者同伴による個別接種。事前に保護者に対し予防接種の効果及び副反応等についての十分な情報提供を行い、書面で保護者の了承を得ること等を条件に、保護者の同伴を例外的に不要とすることも可能。

接種場所

原則として診療所等による個別接種（中野区では 97 医療機関で実施）。国が安全面で遵守すべき事項を別途定め、学校医等との連携をとることにより、中学校、高等学校において実施することも可能。

接種ワクチン

対象とする年代には、風しんに対する免疫を保有していない者が一定程度おり、流行を阻止できない可能性が指摘されていることから、原則として麻しん風しん混合ワクチンとする。

予防接種法施行令の一部を改正する政令 (平成20年4月1日施行)

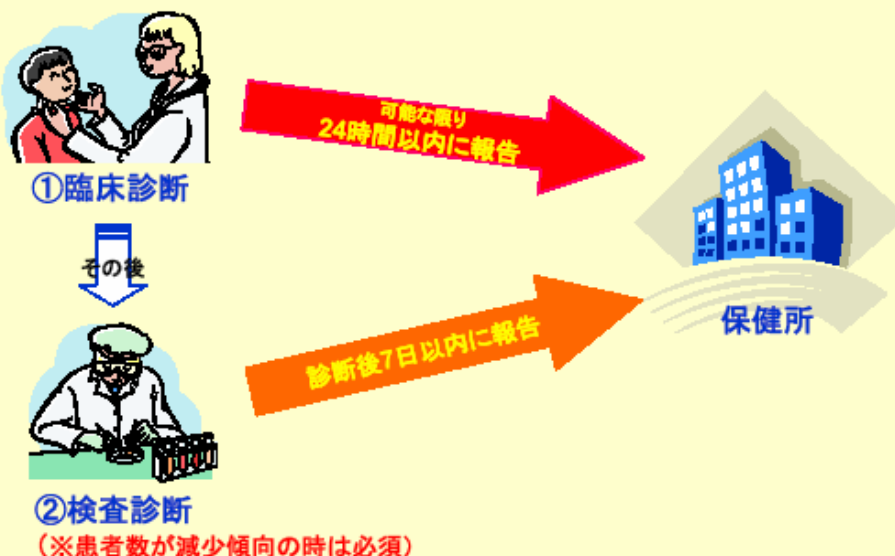
- 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間、麻しんと風しんの定期予防接種対象が現行に加え、第3期(中学1年生相当)、第4期(高校3年生相当)まで拡大。



3

原因の究明 (定点報告から全数報告へ)

- 全ての医療機関は、患者全員の発生状況を報告。



6